

地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の24第1項に基づく支援基準（告示案）に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和4年10月28日
環境省大臣官房
地域脱炭素政策調整担当参事官室

令和4年8月30日（火）から9月28日（水）にかけて、株式会社脱炭素化支援機構支援基準（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、御意見については、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

○募 集 期 間：令和4年8月30日（火）から9月28日（水）まで

○意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

2. 御意見の件数

9件

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-9109

(別紙)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 36 条の 24 第 1 項に基づく支援基準（告示案）に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果

意見番号	意見	対応方針	件数
1	支援基準案 2(4)①の「オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む」について、地球のことだからグローバルでしてほしい。	本機構は、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とすることが地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）において規定されていることを踏まえて、地球温暖化の防止の観点からはグローバルな貢献を意図していますが、我が国の経済社会の発展に資するよう幅広い分野の民間出資者等と連携を図りながら脱炭素社会の実現に取り組むことから、原案の通り「オールジャパン」とさせていただきます。	1
2	支援基準案 2(4)②の「民間視点のガバナンス確保に努めること」について、「確保に努めること」より「確保すること」のほうが適切である。	民間視点のガバナンスは民間出資者等によって確保されるものであり、本機構は、民間出資者等に各種状況を適時・適切に提供することによって当該ガバナンスの確保に努めるものであることから、原案の通り「確保に努めること」とさせていただきます。	1
3	環境省の天下り先にならないよう、透明性・公平性のある運営を担保するため、記載してほしい。	本機構の運営に際しては、支援基準案 2(1)④の通り、脱炭素社会の実現に資する事業への投融資の経験及び知見が豊富な専門人材等を含む優秀な人材を確保するとともに、適材適所の人材配置を継続的に行う予定であり、御指摘の点に留意しつつ、透明性・公平性のある運営の担保に努めてまいります。	1
4	支援対象について、海外に金銭支援が流出しないよう、支援企業の背景を把握し選別すべき。	支援基準案 1(1)②において、支援対象について「我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献する等、経済と環境の好循環の実現に貢献するものであること」を掲げているところであり、御指摘を踏まえつつ、支援対象の決定にあたって適切に対応してまいります。	1

5	脱炭素のためのクリーンエネルギーといいながら環境破壊の原因となる太陽光パネルや風力発電を推進していますが、森林破壊などが深刻のため、見直すべき。	支援基準案 1(4)「地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保」に基づき、適切に対応してまいります。	1
6	地域に根差した金融機関に手厚い支援をするだけで良く、直轄の金融機関を作る必要はないのではないか。投資会社を公的に設立すれば、地域金融機関の努力が水泡に帰すのではないか。	本機構は、地域金融機関の取組を補完するものであり、この観点から、支援基準案では、「機構と協調して、民間事業者等から対象事業活動に対する出資等の資金供給が行われること（支援基準案 1(2)②）」、「民業補完性の観点から、民間事業者等からの出資の総額は、本機構からの出資額以上であること（支援基準案 1(2)③）」、「民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業等に対し、民間資金の呼び水となる資金供給を行い、脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること。（支援基準案 2(1)②）」と掲げております。これを踏まえつつ、地域金融機関とも適切に連携しながら取り組んでまいります。	1
7	メザニンファイナンスが想定されているとのことだが、通常の銀行融資よりはハイリスクなのではないか。事業者リスクを負わせているだけではないのか。	本機構は、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを、事業者のファイナンスニーズに応じて、本機構が一定のリスクを負いながら資金供給を行います。	1
8	公益通報者保護についての基準はなくて良いのか。	公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき適切に対応してまいります。	1

9	1(4)に関し、対象事業活動の中には国外での事業や、国外での事業の一部を海外企業が担う部分もあることが想定される。①～③の記載は日本国内事業、あるいは日本企業を念頭に置いた記載となっている。例えば、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十一条第六項及び第七項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第五項第二号に基づく」や「『地方公共団体』と相談」などは本邦外で事業を行う場合には実施することは困難であり、①～③の事項満たすことが困難なことも想定される。したがって、1(4)に④として「本邦外で実施する対象事業活動については、①～③を参考とし、1(1)④を満たしていること。」を追記願いたい。	1(4)は主に本邦内における事業を想定していますが、それに限定するものではなく、本邦外における事業であっても、「地域」「地域住民」「地方公共団体」等の表現について、これに相当するものを念頭に柔軟に適用することが可能であるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、②の促進区域に関しては、「促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。」とあるとおり、該当する行政機関が環境配慮の考えを示していれば、それに従うことになります。	1
---	--	---	---